

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施します！

～こまっけない？なやんでない？いっしょにかんがえよう！～

期 間 8月23日(水)～29日(火)までの7日間

時 間 平日：午前8時30分～午後7時
土・日曜日：午前10時～午後5時

相談窓口 (1)電話による相談(こどもの人権110番)
TEL：0120・007・110(全国共通・無料)

(2) SNS (LINE)による相談
アカウント名：SNS人権相談
検索ID：@snsjinkensoudan

相談内容 いじめ、体罰、児童虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題について、法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

和歌山地方法務局人権擁護課和歌山県人権擁護委員連合会
(TEL：073・422・5131)

空き家なんでも相談会

本県では、継続して相談会・セミナーを開催しています。

現在、空き家を所有している方だけではなく、今後、相続等により空き家を所有するかもしれない方も、将来、空き家で困ることのないように、専門家による相談対応を行っています。

この機会にぜひご利用ください。

日 時 令和5年8月20日(日) 午後1時30分～4時(予約制)

場 所 日高振興局別館2階 大会議室

申し込み 日高振興局建築グループ

①氏名 ②連絡先 ③相談内容 についてお伺いします。

※事前に申し込みが必要です。



相談対応する専門家

宅建取引士、司法書士、建築士、行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士 など

空き家の所在地がお住まいの地域でなくても、それぞれの会場がWEBで繋がっておりますので別地域の相談が可能となっています！

【お問い合わせ先】

日高振興局 建築グループ(TEL：24・2908)

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ 現況届のお知らせ



児童扶養手当および特別児童扶養手当を受けている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。

期間は、児童扶養手当が8月1日～8月31日まで、特別児童扶養手当は8月12日～9月12日までとなっています。

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。

現況届の提出がない場合、受給資格があっても手当が受けられない場合がありますので、忘れずに手続きをしてください。2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

児童扶養手当額(月額)		
第1子	全部支給	44,140円
	一部支給	44,130円～10,410円
第2子 加算額	全部支給	10,420円
	一部支給	10,410円～5,210円
第3子以降 加算額	全部支給	6,250円
	一部支給	6,240円～3,130円

支払期	9月期	11月期	1月期	3月期
支払日	9月11日	11月10日	1月11日	3月11日
支給対象月	7月・8月分	9月・10月分	11月・12月分	1月・2月分

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当額(月額)	
1級	53,700円
2級	35,760円

支払期	8月期	12月期
支払日	8月10日	12月8日
支給対象月	4月～7月分	8月～11月分

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)